

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation, and Debt management

Newsletter

〈2019年4月号〉

目次

1

倒産手続における契約条項の効力

～契約文言どおりの効力が生じるとは限りません～



2

カナダの事業再生

ー最近の日系子会社の事例を踏まえてー



3

著作権法の保護対象の広がりと著作物等の利用許諾に係る権利の 当然対抗制度の導入が倒産手続に与える影響について



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

倒産手続における契約条項の効力

～契約文言どおりの効力が生じるとは限りません～

松永 崇
Takashi Matsunaga

PROFILEはこちら



1 はじめに

私人間で契約を締結する場合は、契約自由の原則により、契約当事者は自由にその契約内容を決定することができ、一部の例外的な場合（例えば、契約条項が公序良俗（民法90条）に反する場合等）を除き、当該契約に規定されたとおりに契約の効力が生じることになります。

しかし、契約当事者の一方について倒産手続（民事再生手続、会社更生手続、破産手続及び特別清算手続）が開始された場合、倒産手続の趣旨・目的等の観点から、契約条項の効力に影響が生じることがあります。

そこで、以下では、いわゆる倒産解除条項の有効性を中心に、倒産手続における契約条項の効力について解説いたします。

2 倒産解除条項の効力について

会社間で取引契約を締結する場合は、以下のような条項（いわゆる倒産解除条項）を盛り込むことが一般的です。

甲又は乙は、相手方に以下各号に該当する事由が生じた場合、何らの通知又は催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

...

（●）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあったとき

契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあり、あるいは倒産手続が開始された場合、当該当事者としては、倒産手続開始の申立てがあった相手方当事者の信用状況が悪化していることから、倒産解除条項に基づき、当該取引契約の解除を主張することがあります。

しかし、倒産手続開始の申立てがあった相手方当事者、特に民事再生手続又は会社更生手続といった再建型の倒産手続の申立てを選択した相手方当事者にとっては、倒産手続開始の申立てがあったことを理由に次々と契約が解除されてしまうと、事業の再建を図ることが困難となり、「事業又は経済生活の再生を図る」（民事再生法1条）、「事業の維持更生を図る」（会社更生法1条）等といった倒産法の趣旨・目的に反することになります。

また、倒産手続が開始された場合、相手方当事者（又はその管財人）には、倒産手続開始時に双方の債務の全部又は一部の履行が完了していない双務契約（いわゆる双方未履行双務契約）について、その相手方に対して債務の履行を請求するか（つまり、履行を選択するか）、あるいは解除権の行使によって契約関係を消滅させるか（つまり、解除を選択するか）の選択権が付与されることになります（破産法53条1項、民事再生法49条1項、会社更生法61条1項）。それにもかかわらず、当該当事者に倒産解除条項に基づく解除を認めると、倒産手続が開始された相手方当事者について、双方未履行双務契約の履行を選択するか解除を選択するかを選択権を付与した倒産法の趣旨を損なうことになってしまいます。

そのため、最高裁判例には、契約の当事者が、倒産手続開始の申立てを行った相手方当事者に対し、倒産解除条項に基づき契約を解除した場合に、当該解除を無効と判断したものがあつた（会社更生手続の事案について、最判昭和57年3月30日民集36巻3号484頁、民事再生手続の事案では、最判平成20年12月16日民集62巻10号2561頁）。上記の最高裁判例は、いずれも担保の実行手続において、契約の当事者が倒産解除条項に基づき解除しようとしたところ、その解除を無効と判断したものです。取引契約の具体的内容や、契約

の相手方当事者がどの倒産手続を選択したのか等により、上記の最高裁判例とは異なる判断がなされる可能性はありますが、いずれにせよ、契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあった場合に、当該相手方当事者との取引契約に関し、倒産解除条項による解除が認められない可能性があることに、注意が必要です。

なお、近時は、取引契約の中には、倒産手続開始の申立てのみならず、私的整理手続(事業再生ADRや、中小企業再生支援協議会の整理手続)開始の申立てがあったことについても、解除事由として規定するものもあります。公刊されている裁判例の中には、かかる条項の効力について判断されたものはないようですが、私的整理手続の趣旨等から解除が制限されるおそれもあると考えられますので、同様に注意が必要です。

3 違約金条項の効力について

会社間で取引契約を締結する場合、債務不履行等の一定の事由が発生した場合に、債務者が債権者に金銭(違約金)を支払うことを約束する旨の条項(違約金条項)を設けることがあります。例えば、賃貸借契約において、契約期間中に賃借人が当該賃貸借契約を解約する場合は、賃料数か月分の多額の違約金が発生する旨規定すること等があります。そして、このような違約金条項は、平時は、その金額が不相当に多額である等として公序良俗に反すると判断されるような場合を除き、有効と解されています。

前述のとおり、倒産手続が開始された相手方当事者(又はその管財人)には、双方未履行双務契約について、契約を履行するか解除するかを選択権が付与されるところ、当該相手方当事者(又はその管財人)が倒産法に基づき解除を選択した場合にまで、違約金条項が適用され、当該相手方当事者が違約金支払義務を負うのかどうかという形で、違約金条項の有効性が争われることがあります。

相手方当事者が、双方未履行双務契約について倒産法に基づく解除権を行使した場合にまで、違約金条項が適用さ

れるかどうかという論点について、最高裁で判断された事例はありませんが、下級審では、倒産法に基づく特別の解除権に基づく解除であること等を理由に、違約金条項は適用されないと判断された事例もあれば、反対に、かかる解除の場合も違約金条項が適用されると判断された事例もあり、事案によって様々な判断がなされています。

このように、事案によって判断が異なる可能性はありますが、いずれにせよ、取引契約に違約金条項が規定されていても、倒産手続においては、当該違約金条項が適用されない可能性があることに注意が必要です。

4 まとめ

以上のとおり、倒産手続下でその条項の解釈が争いになることが多い、倒産解除条項及び違約金条項について解説いたしましたが、この2つの条項に限らず、倒産手続においては、倒産法の趣旨・目的等により、契約自由の原則が修正される可能性があります。

このように、契約の相手方当事者について倒産手続開始の申立てがあった場合には、当該契約について、必ずしも契約文言どおりの効力が生じるとは限らないことに留意して、当該相手方当事者との協議を進める必要があります。

カナダの事業再生

ー最近の日系子会社の事例を踏まえてー

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



はじめに

2019年3月、日本たばこ産業株式会社(以下「JT」といいます。)のカナダ子会社が、カナダのケベック州の裁判所での集団訴訟(いわゆる「クラスアクション」)において約1480億円の賠償を命じられ、それを理由として「日本の会社更生手続にあたる企業債権者調整法を適用するようオンタリオ州上位裁判所に申請」¹との報道を目にしました²。

この報道をきっかけとしてカナダの事業再生手続がどのようなものか関心を持たれた方もいると思いますが、カナダの事業再生について日本語で解説した文献はほとんどありません。そこで、本稿では、カナダの事業再生手続について、その概要をご説明いたします。

1 カナダの倒産法制的概要

(1) 倒産法の位置づけ・取り扱う裁判所

カナダは10州及び3準州から構成される連邦制国家です。カナダの憲法上、倒産法は連邦法として位置付けられています(憲法91条21号)が、倒産法上の紛争に関しては、連邦裁判所ではなく各州に設置された上級裁判所に管轄があるとされます(前述のJT子会社も連邦裁判所ではなく、「州上位裁判所」に適用申請を行っています。)。そのため、裁判官の裁量権の行使等について、各州で違いがあるとされます。この点で、(州ではなく)連邦破産裁判所が倒産事件を管轄するアメリカの倒産法制とは異なっています。なお、大都市であり多くの企業が存在するオンタリオ州及びケベック州の上級裁判所では、倒産事件を専門的に取り扱う裁判官が事件処理にあたります。

1:2019年3月10日23:03日本経済新聞(電子版)。ほかに2019年3月9日13:14朝日新聞(電子版)など。

2:JTは、子会社の申請した手続について「Companies' Creditors Arrangement Act(CCAA:企業債権者調整法)は、カナダで設立された、または事業を行っている企業が、著しく事業運営に困難をきたすような財政状態に至った場合に、カナダ国内において申請し得るものです。同法は、対象企業が事業を継続しつつ、ビジネスを再構築していくことを目的としたものです。」と説明しています。

https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2019/pdf/20190309_J01.pdf

(2) 企業の法的倒産処理

カナダでの企業の法的倒産処理は、主に、①破産及び支払不能法(Bankruptcy and Insolvency Act(以下「BIA」といいます。))と②Companies' Creditors Arrangement Act(以下「CCAA」といいます。))の2種類です。

BIAは個人及び企業の破産・再生手続全般を取り扱っているのに対し、CCAAは大企業の事業再生手続を取り扱っています。以下では、紙面の制約もあり、より読者の関心の高いと思われる、CCAAについてご説明いたします。

2 CCAAについて

(1) CCAAの概要・特色とは?

基本的な流れは、裁判所の選任する監督委員(Monitor)の監督のもと、債務者が、経営権を維持したまま事業を継続しながら再生計画案(Plan of Arrangement)を作成し、計画案について債権者・裁判所の承認を得て、債務者の事業再生を目指すものです。

CCAAの特徴として、条文が63条までしかなく、裁判所の裁量が大い点が挙げられ、債務者は、裁判所及び監督委員の監督のもと柔軟かつタイムリーに再生計画案を策定可能であり、裁判所は、企業の救済を目的に広く裁量権を行使しているといわれています。もっとも、その裏返しとして、裁判所の裁量の大きさゆえ、手続の予測可能性が十分に担保されていないともいわれます。

(2) 手続の開始に必要なものは？裁判所の命令は？

CCAAは大企業向けの事業再生手続であり、500万ドル以上の負債額を有する会社のみが利用できます(3条1項)。CCAAの手続は、債務者が申立書を州の上級裁判所に提出することにより開始します(10条1項)。裁判所は、債務者の申立てにつき審問を行い、開始決定と併せて、債務者の財産に対する強制執行の手続等の停止命令(11.02条)を出すのが通常です。これは、日本の倒産手続の場合の弁済禁止の保全処分や開始決定に伴う倒産債権の弁済禁止、と同じ位置づけになると思われます。

停止命令は、原則、30日を超えない期間とされますが、裁判所の許可により、期間の延長が可能であり、延長についての期間制限はありません。多くのケースでは、6か月から8か月ほどの延長が認められ、大規模案件では2年程度の延長が認められることもあります。

(3) 現経営陣は続投？退任？

前述のとおりCCAAでは、経営陣が続投して事業再建を図るのが原則です。現経営陣に問題がある場合、裁判所が再生担当官(Court Restructuring Officer)を選任したり、監督委員に計画案の策定権限を与えることもあります。このような事例は例外的とされます。この点で、CCAAは、日本の民事再生や米国のChapter 11に似たDIP型(原則、経営陣が続投して事業再建を図る手続)の手続といえます。実際、JT子会社の事例でも現経営陣が続投しています。

(4) 監督委員の役割は？

監督委員には、会計士になることが多いとされます。JT子会社のケースでも大手会計事務所が監督委員に選任されています。

監督委員は、債務者の資金繰りを監督する役割、裁判所への報告書や意見書を作成する役割、債権者に対して情報提供する役割等を担っています。こうした監督委員の役割は日本の民事再生での監督委員に似ているといえます。

(5) 手続の対象となる債権者は？

CCAAでは、債務者は手続の対象となる債権者を選択できるとされ、CCAAの柔軟性の現れといえます。実際、JT子会社の事例では、通常の商取引債権者は対象債権者から除外されています(ただし、消費取引債権者は裁判所から従前と同様に債務者と取引を行うよう命じられています。)

これに対し、日本の法的倒産手続では、債務者が、債務整理の対象となる債権者を選ぶことはできませんが、少額弁済に関する裁判所の許可を得て事業継続に必要な取引先等への弁済がなされる事例があることはご存知のとおりです。

(6) 担保権の実行は可能？

CCAAでは、債務者が担保権者を対象債権者に含めた場合には、担保権を取り込んで手続が進められる場合があります。これに対し、日本の民事再生手続では、担保権は手続に取り込まれないので、担保権者は担保権を実行できます。

(7) 計画案の承認手続は？

債務者は、強制執行等が停止される期間(2(2)参照)に、監督委員の協力を得ながら、再生計画案を策定し、計画案について、債権者及び裁判所の承認を得ることになります。

債権者の承認には、①債権者集会に出席し投票した債権者の過半数の賛成、及び②総債権額の3分の2以上の賛成の双方が必要となります。また、債権者が権利の属性に応じて複数のクラスに分類される場合は、クラスごとに承認を得る必要があります(6条)。裁判所の審査は、債権者の承認を得た計画案が、法定の要件を満たしているか、計画案が公平かつ合理的であるか等を審査するものであり、裁判所の承認が得られた計画案は当事者を拘束することになります。

日本の民事再生では、①投票した債権者の過半数の賛成及び②総債権額の2分の1以上の賛成が要件ですので、CCAAは、②の点で、民事再生に比べてハードルが若干高いといえます。

3 まとめ

以上のとおり、カナダのCCAAはDIP型の手続という点で、民事再生やChapter 11に似た手続といえますが、条文が少なく裁判所の裁量が大きいという特色があります。そのため、実際に、債権者等としてCCAAに関与することになった場合には、裁判所の運用をよく知っている弁護士に相談する必要があります。

本稿は2018年10月の「中国倒産実務－中国子会社と破産手続の活用等－」に続き、当職の2回目の海外倒産手続に関する記事となります。また、海外倒産関連で、田中宏岳弁護士の「米国倒産法あれこれ」①から③もあります。

今後も、他のメンバーあるいは当職が海外倒産手続に関する記事の執筆を検討しています。もし「ぜひこの国の倒産法制を知りたい」といったご希望、「この国の記事は良かった」といった感想などありましたら、今後の参考にさせていただきま

すので、メール等でご連絡いただけますと幸いです。

著作権法の保護対象の広がりと著作物等の利用許諾に係る権利の 当然対抗制度の導入が倒産手続に与える影響について

長谷部 陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら



著作権法の保護対象の広がりと著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入

2015年に出された知的財産高等裁判所判決 (TRIPTRAP 知財高裁判決) は、実用品のデザインを広く著作権法の保護対象に取り込みました。他方、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2018年12月の中間まとめ(案)において著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入について「適当である」とし、かつ、「早期の対抗制度導入を求めるニーズがある」として、早期導入に極めて前向きな姿勢を鮮明にしました。

当然対抗制度を導入する著作権法の改正はもう少し先になりますが、本稿では、かかる著作権法の保護対象の広がり
と著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入を
踏まえた倒産手続における著作権及び著作物の利用許諾に係る権利(以下「著作権等」という。)の処理について整理します。

1-1 著作権法の保護対象の広がり

知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁 (TRIPTRAP 知財高裁判決) は、従来原則として著作権法による保護対象外とされてきた「応用美術」である実用品のデザイン(幼児用椅子のデザイン)につき、著作権法による保護を及ぼすべきであるとの判断を示しました。本判決は、両当事者が上訴することなく、確定しています。

従前、放送、出版、音楽、ソフトウェアといったごく限られた分野を除き、ビジネスにおいて著作権等の処理が注目されることは多くありませんでしたが、本判決により、現在、著作権等の処理は、ビジネスにおいて避けて通れない課題となっています。

1-2 倒産手続における著作権等の処理への影響

1-2-1 著作物

著作権法の保護対象の広がりとは、帳簿上資産に計上されない財産の増加を意味します。また、著作権法の保護対象が広がったのは上記のとおり2015年であり、実用品のデザイン等についてライセンス契約が締結されている例(著作権条項が整備されている消費供給契約等の例)はそれほど多くありません。そのため、管財人としては、破産者のサービス・製品、製造設備等につき、著作権を意識して処理する必要があります。

1-2-2 ライセンス契約の処理

ライセンス契約については、双方未履行双務契約に関する規定の適用があります。特に、当然対抗制度の導入前には、管財人は著作権に係るライセンス契約につき広く解除権を有することから、当該契約の処理に際しては、解除権の行使及びそれを前提とした交渉を鋭意行う必要があります。

2-1 著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2018年12月の中間まとめ(案)において、著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の早期導入に極めて前向きな姿勢を示しました。

利用許諾に係る権利の当然対抗制度は、利用許諾に係る権利の発生後は、何らの要件を備えることなく、かかる権利を第三者に当然に対抗できるという制度です。当然対抗制度は、特許法、実用新案権法及び意匠法においては2011年に既に導入されています(特許法99条1項、実用新案法19条、意匠法28条)、他方、商標法においては導入されておら

ず登録対抗制度が導入されているに過ぎません(商標法31条4項)。

2-2 倒産手続における著作権等の処理への影響

2-2-1 総論

著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入により、著作権に係るライセンス契約については、広く、管財人による解除権行使が制限されることになります。そのため、同制度導入後は、管財人は、ライセンス契約の継続を前提とした著作権の処理を迫られることになります。

2-2-2 著作権等の把握

著作権の譲渡やM&Aと異なり、倒産は突然起こり、管財人は何の事前準備もなく著作権等の処理に直面することになります。著作権の譲渡やM&Aでは、事前に譲渡・承継前にデューデリジェンスが行われ、著作権の譲受人が著作物等の利用許諾に係る権利を正しく認識できるようになります。また、著作権の譲受にあたり著作権者にライセンス契約の不存在等を表明保証してもらうことにより、譲受人の認識と実態が異なることが判明した場合にも、金銭的補償を受けることにより、損害の填補が可能となります。これに対し、倒産局面においては、管財人は、一般に、破産者がどのような著作権を有しているか、及び当該著作物等の利用許諾の有無・内容等について、十分に正確な認識を有することが困難です。特に、著作権は特許権等と異なり一般に登録されないことから、まずもって著作権自体の存在を把握することが困難であるにもかかわらず、当然対抗制度の下では当該著作物等に係る利用許諾契約に管財人が拘束されざるを得ない場面も多くなることから、管財人としては、初動段階で、破産者に十分なヒアリングを行うなどして、著作権及び著作物等に係る利用許諾契約の存在を認識することが重要となります。

2-2-3 契約の一体性

特許権等の実施許諾は、通常、ライセンス契約により行わ

れます。他方、著作物等に係る利用許諾は、放送、出版、音楽、ソフトウェアといったごく限られた分野を除き、ライセンス契約ではなく、業務委託契約に「知的財産権の取扱いに関する条項」を設けるなどして行われることが少なくありません。このような利用許諾につき当然対抗制度が適用された場合、利用許諾権者が管財人に対して利用許諾に係る権利を対抗できる範囲＝管財人による解除権が制限される範囲が「知的財産権の取扱いに関する条項」にとどまるのか、業務委託契約等の契約全体に及ぶのかは、明らかではありません。この問題は、特許権等の当然対抗制度に関しても指摘されていますが、著作権等の当然対抗制度においてはより深刻な問題となります。

3 最後に

著作権法の保護対象の広がりや著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入が倒産手続に与える影響は相当程度大きなものになることが予想されます。現時点では、これらの影響に対処する倒産法改正の動きはありませんが、今後の展開が注目されます。